

独立行政法人等所管部局長等 殿

内閣府男女共同参画局長
林 伴 子 (公印省略)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する
実施要領の一部改正について (通知)

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各所管法人におかれましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第24条第1項の規定に基づき、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点评価する取組を進めていただいているところです。

今般、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「実施要領」という。）を改正しましたので、下記のとおり、改正の内容を御了知いただいた上で、所管法人に対しても十分な周知を行っていただくとともに、これを踏まえた本取組の更なる推進を図るため、所管法人に対し強く要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 主な改正内容

- ① 令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が常用労働者「301人以上」から「101人以上」の事業主に拡大されることに伴い、同計画の策定による加点评価の対象について、計画の策定が努力義務である企業が計画を策定した場合に限定するため、常用労働者「300人以下」から「100人以下」に改正。（第1の1. (2)②及び別紙1関係）
- ② 毎年度、内閣府が実施する取組状況の調査・公表事項について、取組を実施した調達に関する加点评価の実施状況や、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加及び受注の状況等、新たに実施する項目を含めて明記。（第3の1. 関係）
- ③ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）に基づき、令和4年4月1日から、くるみん認定やプラチナくるみん認定の基準が引き上げられることを踏まえ、これらの認定に係る配点について、その難易度に応じて引上げを行うとともに、トライくるみん認定の新設を踏まえ同認定の区分を新設。（別紙1関係）

(2) 施行期日

令和4年4月1日

2 本取組の推進について

(1) 本取組の全面的な実施に向けた取組

本取組の実施状況について、独立行政法人等においては、過去3か年度の取組は件数・金額ともに増加し、令和2年度の金額ベースの実施率は87.4%となっています。

(別添3のP3参照)

貴部局所管法人におかれましては、毎年度における本取組の全面的な実施に向けた一層の取組が図られるようお願いいたします。

(2) 標準的な加点割合を含む加点評価に関する方針の策定

独立行政法人等においては、138法人が加点評価に関する方針を策定し、そのうち113法人(81.9%)が同方針において標準的な加点割合等を定めています。(別添3のP3参照)

加点評価に関する方針において標準的な加点割合等を定めていない独立行政法人等におかれましては、今般改正した実施要領別紙1に示す配点例を踏まえた加点割合等を含む加点評価に関する方針の策定をお願いいたします。

(3) 各調達における実施要領を踏まえた加点割合の設定

貴部局所管法人において、本取組を実施されるに当たっては、今般改正した実施要領別紙1に示す配点例を踏まえ、各調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点割合を設定していただきますようお願いいたします。

(4) 本取組の実施状況に関する調査・公表

今般の実施要領の改正を踏まえ、本取組を実施した調達の件数と金額、加点評価に関する方針の策定状況を含めた本取組の実施状況について、毎年度、内閣府が調査・公表を行い、更なる見える化を進めることにより、各独立行政法人等の取組の後押しを図ってまいりますので、引き続き本取組の実施状況に関する調査・公表への御協力をお願いいたします。

別添資料

別添1 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定

別添2 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(改正後溶け込み版)

別添3 公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について(令和2年度)

別添4 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)抜粋